

一 金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百四十号）

改正案	現行
<p>（法第十七条第一項の規定による決定に係る金融機関等の存続又は金融組織再編成が地域の経済にとって不可欠であると認められる場合）</p> <p>第十四条 法第十七条第一項第四号二に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる経営強化計画を提出した金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した組織再編成銀行持株会社等を除く。）の区分に応じ当該各号に定める場合とする。</p> <p>一 協同組織金融機関以外の金融機関等 当該金融機関等（当該金融機関等が銀行持株会社等である場合にあっては、当該銀行持株会社等の子会社等である金融機関等）が、その主として業務を行っている地域における信用供与の状況に照らして、当該地域の経済に相当の寄与をしていることその他の金融機関等（銀行持株会社等を除く。以下この号において同じ。）による金融機能の代替が困難であると認められる金融機関等である場合</p> <p>二 （略）</p> <p>（法第十九条第一項の規定による承認に係る金融機関等の存続又は金融組織再編成が地域の経済にとって不可欠であると認められる場合）</p>	<p>（法第十七条第一項の規定による決定に係る金融機関等の存続又は金融組織再編成が地域の経済にとって不可欠であると認められる場合）</p> <p>第十四条 法第十七条第一項第四号二に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる経営強化計画を提出した金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した組織再編成銀行持株会社等を除く。）の区分に応じ当該各号に定める場合とする。</p> <p>一 協同組織金融機関以外の金融機関等 当該金融機関等が、その主として業務を行っている地域における信用供与の状況に照らして、当該地域の経済に相当の寄与をしていることその他の金融機関等による金融機能の代替が困難であると認められる金融機関等である場合</p> <p>二 （略）</p> <p>（法第十九条第一項の規定による承認に係る金融機関等の存続又は金融組織再編成が地域の経済にとって不可欠であると認められる場合）</p>

第十八条 法第十九条第三項第四号二に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる変更後の経営強化計画を提出した計画提出金融機関等（同条第一項に規定する計画提出金融機関等をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ当該各号に定める場合とする。

- 一 協同組織金融機関以外の金融機関等 当該計画提出金融機関等（当該計画提出金融機関等が銀行持株会社等である場合にあつては、当該銀行持株会社等の子会社等である金融機関等）が、その主として業務を行っている地域における信用供与の状況に照らして、当該地域の経済に相当の寄与をしていることその他の金融機関等（銀行持株会社等を除く。以下この号において同じ。）による金融機能の代替が困難であると認められる金融機関等である場合

二（略）

（都道府県知事への通知）

第三十六条 内閣総理大臣（第二号から第六号までにあつては、金融庁長官）及び厚生労働大臣は、労働金庫（一の都道府県の区域を越えない区域を地区とするものに限る。次項において同じ。）について次に掲げる経営強化計画、経営計画、法附則第十六条第一項に規定する特別経営強化計画若しくは資料の提出又は報告を受けたときは、当該労働金庫の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

- 一 法第四条第一項、第十六条第一項若しくは第三項若しくは第二

第十八条 法第十九条第三項第四号二に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる変更後の経営強化計画を提出した計画提出金融機関等（同条第一項に規定する計画提出金融機関等をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ当該各号に定める場合とする。

- 一 協同組織金融機関以外の金融機関等 当該計画提出金融機関等が、その主として業務を行っている地域における信用供与の状況に照らして、当該地域の経済に相当の寄与をしていることその他の金融機関等による金融機能の代替が困難であると認められる金融機関等である場合

二（略）

（都道府県知事への通知）

第三十六条 内閣総理大臣（第二号から第六号までにあつては、金融庁長官）及び厚生労働大臣は、労働金庫（一の都道府県の区域を越えない区域を地区とするものに限る。次項において同じ。）について次に掲げる経営強化計画、経営計画若しくは資料の提出又は報告を受けたときは、当該労働金庫の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

- 一 法第四条第一項、第十六条第一項若しくは第三項又は第二十七

十七条第一項の規定による経営強化計画、法附則第十一条第二項の規定による特定震災特別経営強化計画又は法附則第十六条第一項の規定による特別経営強化計画の提出

二了六（略）

七 法附則第十七条第一項の規定による資本整理等実施要綱の提出

八 法附則第十八条第二項又は第十九条第二項の規定による報告

2 内閣総理大臣（第二号から第四号までにあつては、金融庁長官）及び厚生労働大臣は、労働金庫について次に掲げる処分をしたときは、当該労働金庫の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

一 法第五条第一項、第十七条第一項、第二十八条第一項又は附則第十一条第三項の規定による決定

二（略）

三 法第十一条第一項（法第十四条第十一項において準用する場合を含む。）、第二十一条第一項（法第二十二条第四項（法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。）及び第二十四条第三十一項において準用する場合を含む。）、第三十二条（法第三十二条第五項及び第三十四条第七項において準用する場合を含む。）、又は附則第十七条第四項の規定による命令

四（略）

五 法附則第十六条第三項又は第十七条第二項の規定による認定

（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）

条第一項の規定による経営強化計画の提出

二了六（略）

（新設）

（新設）

2 内閣総理大臣（第二号から第四号までにあつては、金融庁長官）及び厚生労働大臣は、労働金庫について次に掲げる処分をしたときは、当該労働金庫の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

一 法第五条第一項、第十七条第一項又は第二十八条第一項の規定による決定

二（略）

三 法第十一条第一項（法第十四条第十一項において準用する場合を含む。）、第二十一条第一項（法第二十二条第四項（法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。）又は第三十二条（法第三十二条第五項及び第三十四条第七項において準用する場合を含む。）の規定による命令

四（略）

（新設）

（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）

第三十八条 法第五十七条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 法第四条第一項、第十六条第一項から第三項まで及び第二十七条第一項の規定による経営強化計画の受理並びに法附則第十一条第二項の規定による特定震災特例経営強化計画の受理

二 法第五条第一項、第十七条第一項、第二十八条第一項、第三十

四条の四第一項及び附則第十一条第三項の規定による決定

- 三 法第二十七条第二項の規定による経営強化指導計画の受理及び法附則第十一条第二項の規定による特定震災特例経営強化指導計画の受理

画の受理

四 (略)

(財務局長等への権限の委任)

第三十九条 金融庁長官は、法第五十七条第二項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち金融機関等(金融庁長官の指定する金融機関等を除く。)に対する法第十一条第一項(法第十三条第四項(法第十四条第十二項において準用する場合を含む。))並びに第十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)、第二十一条第一項(法第二十二條第四項(法第二十三條第五項(法第二十四條第十二項において準用する場合を含む。))並びに第二十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)、第二十三条第五項(法第二十四條第十二項において準用する場合を含む。))並びに第二十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。

第三十八条 法第五十七条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 法第四条第一項、第十六条第一項から第三項まで及び第二十七条第一項の規定による経営強化計画の受理

二 法第五条第一項、第十七条第一項、第二十八条第一項及び第三

十四条の四第一項の規定による決定

- 三 法第二十七条第二項の規定による経営強化指導計画の受理

四 (略)

(財務局長等への権限の委任)

第三十九条 金融庁長官は、法第五十七条第二項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち金融機関等(金融庁長官の指定する金融機関等を除く。)に対する法第十一条第一項(法第十三条第四項(法第十四条第十二項において準用する場合を含む。))並びに第十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)、第二十一条第一項(法第二十二條第四項(法第二十三條第五項(法第二十四條第十二項において準用する場合を含む。))並びに第二十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)、第二十三条第五項(法第二十四條第十二項において準用する場合を含む。))並びに第二十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。

む。）、第三十二条（法第三十三条第五項及び第三十四条第七項において準用する場合を含む。）、又は附則第十七条第四項の規定による監督上の措置を命ずる権限を、当該金融機関等の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

附則

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十六年八月一日）から施行する。

（震災特例金融機関等又は震災特例対象子会社に係る銀行持株会社等が提出する経営強化計画の記載事項）

第二条 法附則第八条第一項第四号及び第二項第四号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 剰余金の処分（経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の剰余金の処分を含む。）の方針
- 二 財務内容（経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の財務内容を含む。）の健全性及び業務（経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の業務を含む。）の健全かつ適切な運営の確保のための方策

む。）、又は第三十二条（法第三十三条第五項及び第三十四条第七項において準用する場合を含む。）、の規定による監督上の措置を命ずる権限を、当該金融機関等の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

附則

この政令は、法の施行の日（平成十六年八月一日）から施行する。

（新設）

(震災特例金融機関等に係る株式処分等困難要件の特例)

第三条 法附則第八条第三項の規定により法第五条第一項の規定を適用する場合における第七条第二号の規定の適用については、同号中「おおむね十五年以内に確保できる」とあるのは、「確保できる」とする。

(新設)

(震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等が提出する経営強化計画の記載事項)

第四条 法附則第九条第一項第五号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(新設)

一 経営強化計画の実施に伴う労務に関する事項

二 当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が法附則第九条第一項の申込みをするときは、次に掲げる事項

イ 剰余金の処分(経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等の剰余金の処分を含む。)の方針

ロ 財務内容(経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等の財務内容を含む。)(の健全性及び業務(経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等の業務を含む。)(の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等に係る株式処分等困難要件の特例)

第五条 法附則第九条第三項の規定により法第十七条第一項第七号の規定を適用する場合における第十六条第二号の規定の適用については、同号中「おおむね十五年以内に確保できる」とあるのは、「確保できる」とする。

(新設)

(震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等が経営強化計画を変更する際の株式処分等困難要件の特例)

第六条 法附則第九条第三項の規定により法第十九条第三項第七号の規定を適用する場合における第二十条第二号の規定の適用については、同号中「おおむね十五年以内に確保できる」とあるのは、「確保できる」とする。

(新設)

(金融組織再編成を行わない震災特例協同組織金融機関が提出する経営強化計画の記載事項)

第七条 法附則第十条第一項第四号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(新設)

一 剰余金の処分の方針  
二 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(震災特例協同組織金融機関を当事者とする金融組織再編成を行う協同組織金融機関が提出する経営強化計画の記載事項)

第八条 法附則第十条第二項第五号に規定する政令で定める事項は、

(新設)

次に掲げる事項とする。

- 一 経営強化計画の実施に伴う労務に関する事項
- 二 経営強化計画を提出する協同組織金融機関が法第二十五条第一項に規定する引受け又は貸付けに係る申込みをするときは、次に掲げる事項
  - イ 剰余金の処分の方針
  - ロ 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(特定震災特例経営強化計画の記載事項)

第九条 法附則第十一条第一項第四号に規定する政令で定める事項は

- 、次に掲げる事項とする。
  - 一 剰余金の処分の方針
  - 二 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(新設)

(特定震災特例経営強化指導計画の記載事項)

第十条 法附則第十一条第二項第四号に規定する政令で定める事項は

- 、法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る他の信託の受益権(第二十五条第一号イに規定する他の信託の受益権をいう。)、他の優先出資(同条第二号イに規定する他の優先出資をいう。)(又は他の特定社債(同条第三号イに規定する他の特定社債をいう。))であつて法附則第十一条第二項に規定する特定震災特例経営強化指

(新設)

導計画を提出する協同組織中央金融機関が保有するものの額及びその内容とする。

例）（特定震災特例協同組織金融機関に関する信託受益権等の要件の特

第十一条 法附則第十一条第四項の規定により法第二十五条第一項の規定を適用する場合における第二十五条の規定の適用については、同条第一号中「該当する」とあるのは「該当し、かつ、協定銀行が協定の定めにより取得するものの額が当該受益権の総額に占める割合が十分の九未満である」と、同号イ中「優先するものである」とあるのは「劣後するものでない」と、同条第二号中「該当する」とあるのは「該当し、かつ、協定銀行が協定の定めにより取得するものの額が当該特定社債の総額に占める割合が十分の九未満である」と、同号イ中「優先するものである」とあるのは「劣後するものでない」と、同条第三号中「該当する」とあるのは「該当し、かつ、協定銀行が協定の定めにより取得するものの額が当該特定社債の総額に占める割合が十分の九未満である」と、同号イ中「優先するものである」とあるのは「劣後するものでない」とする。

（経営が改善した旨の認定の要件としての信託受益権等の処分等が困難と認められる場合）

第十二条 法附則第十六条第三項第八号に規定する政令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

（新設）

（新設）

一 法附則第十一条第三項の規定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等がその内容に照らして譲渡その他の処分を行うことが著しく困難なものであることその他の事由により、協定銀行が当該信託受益権等につき譲渡その他の処分を円滑に実施できる見込みがない場合

二 法附則第十一条第三項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る取得優先出資等につき、その処分をし、又は剰余金をもつてする消却若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合

(法附則第二十二條第一項の規定により提出する協同組織金融機能強化方針の記載事項)

第十三条 法附則第二十二條第一項第五号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第三十四條の二の申込みに係る協同組織中央金融機関等の剰余金の処分の方針

二 法第三十四條の二の申込みに係る協同組織中央金融機関等の財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

三 法第三十四條の二の申込みに係る協同組織中央金融機関等が農林中央金庫であるときは、当該申込みに係る資金が信用事業（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二条第三項に規定する信用事業をいう。）

(新設)

のみに充てられることを確保するための体制に関する事項として  
主務省令で定めるもの

(協同組織中央金融機関等の優先出資等処分等困難要件の特例)

第十四条 法附則第二十二條第三項の規定により法第三十四條の四第  
一項の規定を適用する場合における第三十條の三第二号の規定の適  
用については、同号中「おおむね十五年以内に確保できる」とある  
のは、「確保できる」とする。

(新設)

二 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律施行令（平成十年政令第三百四十二号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この政令において「銀行持株会社等」、「銀行」、「協定銀行」、「株式等の引受け等」、「発行金融機関等」、「取得株式等」又は「取得貸付債権」とは、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第五号、第二項、第四項若しくは第七項、第四条第一項若しくは第二項又は第五条第四項に規定する銀行持株会社等、銀行、協定銀行、株式等の引受け等、発行金融機関等、取得株式等又は取得貸付債権をいう。</p> <p>(協定銀行に生じた損失の金額)</p> <p>第三条 法第十二条に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、協定銀行の各事業年度の第二号に掲げる費用の額の合計額から、第一号に掲げる収益の額の合計額を控除した残額とする。</p> <p>一 収益</p> <p>イ 二 (略)</p> <p>ホ その他協定（法第十条第一項に規定する協定をいう。次号ホ及びへにおいて同じ。）の定めによる業務の実施による収益</p> <p>二 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この政令において「銀行持株会社等」、「銀行」、「協定銀行」、「株式等の引受け等」、「発行金融機関等」、「取得株式等」又は「取得貸付債権」又は「協定」とは、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第五号、第二項、第四項若しくは第七項、第四条第一項若しくは第二項、第五条第四項又は第十条第一項に規定する銀行持株会社等、銀行、協定銀行、株式等の引受け等、発行金融機関等、取得株式等、取得貸付債権又は協定をいう。</p> <p>(協定銀行に生じた損失の金額)</p> <p>第三条 法第十二条に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、協定銀行の各事業年度の第二号に掲げる費用の額の合計額から、第一号に掲げる収益の額の合計額を控除した残額とする。</p> <p>一 収益</p> <p>イ 二 (略)</p> <p>ホ その他協定の定めによる業務の実施による収益</p> <p>二 (略)</p>

(金融機能早期健全化業務の終了の日)

第六条 法第十八条第一項に規定する政令で定める日は、協定銀行が取得株式等及び取得貸付債権の全部につきその処分に係る対価を受領し、若しくはその返済(償還、払戻し又は残余財産の分配を含む)を受けた日又は金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成十六年法律第百二十八号)附則第十一条第三項の規定による決定を受けて協定銀行が同条第四項の規定により適用される同法第三十五条第一項に規定する協定の定めにより取得した同法第二十五条第一項に規定する信託受益権等の全部につき次に掲げる要件のいずれかに該当することとなった日のいずれか遅い日の属する協定銀行の事業年度の終了の日から六月を経過した日とする。

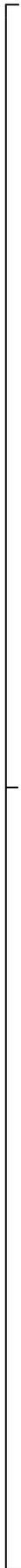
一 協定銀行が当該信託受益権等の処分に係る対価を受領し、又はその償還を受けた日

二 当該信託受益権等に係る金融機能の強化のための特別措置に関する法律第二十五条第一項に規定する取得優先出資等の発行者又は債務者である同法附則第十一条第一項に規定する特定震災特別協同組織金融機関について同法附則第十六条第三項の認定が行われた日

三 前号に規定する特定震災特別協同組織金融機関に係る資本整理(金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第十七条第一項に規定する資本整理をいう。)に関し同法附則第二十一条第一項又は第三項に規定する繰入れが行われた日

(金融機能早期健全化業務の終了の日)

第六条 法第十八条第一項に規定する政令で定める日は、協定銀行が取得株式等及び取得貸付債権の全部につきその処分に係る対価を受領し、又はその返済(償還、払戻し又は残余財産の分配を含む)を受けた日の属する協定銀行の事業年度の終了の日から六月を経過した日とする。



三 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 所得税法等の特例（第二条 第十五条）</p> <p>第三章 法人税法等の特例（第十六条 第二十六条）</p> <p>第四章 相続税法等の特例（第二十七条 第二十九条）</p> <p>第五章 登録免許税法の特例（第三十条 第三十二条の二）</p> <p>第六章 消費税法等の特例（第三十三条 第三十七条）</p> <p>第七章 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の特例（第三十八条・第三十九条）</p> <p>附則</p> <p>（登記の税率の軽減を受ける金融機関等の範囲）</p> <p>第三十二条の二 法第四十一条の二第一項に規定する政令で定める金融機関等は、同項の経営強化計画（同項の指定地域における経済の活性化に資する方策として財務省令で定めるものが記載されているものに限る。以下この条において同じ。）に係る同項の主務大臣の決定又は同項の変更後の経営強化計画に係る同項の主務大臣の承認を受けて、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）第二条第一項に規定する金融機関等に対し</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 所得税法等の特例（第二条 第十五条）</p> <p>第三章 法人税法等の特例（第十六条 第二十六条）</p> <p>第四章 相続税法等の特例（第二十七条 第二十九条）</p> <p>第五章 登録免許税法の特例（第三十条 第三十二条）</p> <p>第六章 消費税法等の特例（第三十三条 第三十七条）</p> <p>第七章 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の特例（第三十八条・第三十九条）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p>

て同条第三項に規定する株式等の引受け等が行われた場合における  
当該金融機関等とする。